

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	P C B 廃棄物処理業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約締結日	平成24年 4月27日
契約の相手方の氏名及び住所	日本環境安全事業株式会社 福岡県北九州市若松区響町1丁目62番24
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,675,800-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,675,800-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務名 : P C B 廃棄物処理業務
2. 履行場所 : 北九州市若松区響町 1 丁目 6 2 番 2 4
3. 随意契約の相手方 : 名称 日本環境安全事業株式会社 北九州事業所
住所 北九州市若松区響町 1 丁目 6 2 番 2 4
電話 0 9 3 - 7 5 2 - 1 1 1 3
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

武雄河川事務所が保有しているポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「P C B 廃棄物」という)について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という)第 7 条第 1 項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「処理計画」という)に従い、廃棄処理を行うことを目的とする。

2) 当該業務の内容

本業務は、P C B 廃棄物(蛍光灯安定器等)の処理を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

P C B 廃棄物の処理は前述特別措置法により、廃棄物処理法第 5 条の二第一項の基本方針に即して環境大臣が定める基本計画に基づき、都道府県が処理計画を定めることとされている。佐賀県が平成 2 0 年 8 月に定めた「佐賀県ポリ塩化ビニフェル廃棄物処理計画」で処理業者として指定しているのは日本環境安全事業株式会社 北九州事業所のみである。本業者は、日本環境安全事業株式会社法により「P C B 廃棄物の処理に係る事業(中略)並びにこれらに附帯する事業を営営することを目的」とした者であり、本業務を遂行する唯一の契約相手方と判断するものである。

このため、本業務は会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、上記相手方と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
武雄河川事務所 総務課長